

# 大阪府感染防止認証ゴールドステッカー認証制度実施要綱

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この要綱は、感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる環境整備に資することを目的とし、飲食店の感染防止対策の認証を行うために必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 認証制度の対象となるものは、飲食業に属する事業者（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項に規定する許可を受けた者をいい、暴力団員であるもの又は法人であってその役員のうちに暴力団員である者がいるものを除く。以下「対象事業者」という。）が営む府内の事業用施設で飲食のための客席を有する次に掲げるものを除く施設（以下「対象施設」という。）とする。

- (1) 宅配・テイクアウトサービス（フードコート含む）
- (2) 宿泊者に対して、飲食をさせることを目的とした宿泊施設
- (3) 学校、病院など、特定の方を対象として飲食をさせることを主たる目的とした施設
- (4) 前号に掲げるものを除くほか、知事が特に必要と認めるもの

### (基準)

第3条 知事は、対象事業者が対象施設において取り組むべき感染症予防対策に係る基準（以下「認証基準」という。）を定めるものとする。

2 認証基準については、必要に応じ、更新するものとする。

## 第2章 認証等

### (申請)

第4条 認証を受けようとする対象事業者は、対象施設ごとに、認証基準を満たしていることを確認し、電子情報処理組織を使用して又は書面により、知事に申請するものとする。

### (認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事（その委託を受けた者を含む。第3項及び第4項において同じ。）は、提出された書類を確認するとともに、実地調査等を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者（以下「認証事業者」という。）に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表象する認証ステッカーを交付し、公表するものとする。

- 4 知事は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る対象事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証基準に適合していない事項を摘示する等、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。
- 5 第3条第2項に基づき認証基準を更新した場合、認証事業者は、知事が別途通知する内容に基づき、認証基準に適合するための対策を行うものとする。

(認証ステッカーの利用等)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象施設（以下「認証施設」という。）において認証ステッカーを利用（当該認証施設の利用者の見やすい場所に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「ゴールドステッカー認証施設」の名称を使用することができるものとする。

- 2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証ステッカーの再交付を求めることができる。

(有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証を受けた日から1年間とする。

(変更の報告)

第8条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染症予防対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して又は書面により、知事に報告するものとする。

(認証の更新)

第9条 認証の有効期間満了日の前月の10日までに認証事業者から知事に対し認証の更新の辞退の申し出がないときは、認証ステッカーの有効期間を1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(調査等)

第10条 知事（その委託を受けた者を含む。）は、必要があると認めるときは、認証施設に立ち入って調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検することができるものとする。

(認証事業者の責務)

第11条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施すること並びにその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく要請を遵守すること。
- (4) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力することに同意すること。

(認証の辞退)

第12条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して又は書面により、認証の辞退を申し出るものとする。

2 前項の申出をした対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「ゴールドステッカー認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第13条 知事は、以下の事項が明らかになった場合に、認証を取り消すことができる。

(1) 認証施設において、新型コロナウイルス感染症の集団感染等が発生し、その原因として、認証基準に定めた感染症防止対策が取られていないことが判明した場合

(2) 府の調査等において、認証施設の要件を満たさなくなったことを確認し、府の改善の要請等に従わない場合

(3) 法第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく要請を遵守していないことが判明した場合

2 知事は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項により、認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「ゴールドステッカー認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

### 第3章 感染症発生時の措置

(認証の効力の一時停止)

第14条 認証事業者は、認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生したときは、その旨を知事に報告するものとする。この場合においては、知事は、当該施設における認証の効力を一時停止し、その旨を当該認証事業者に通知するとともに、認証事業者は、直ちに、認証ステッカーの利用及び「ゴールドステッカー認証施設」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の効力の回復)

第15条 前条の集団感染時において、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断(保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。)できた時から、認証ステッカーの利用及び「ゴールドステッカー認証施設」の名称使用を再開することができるものとする。

2 前項の規定により認証ステッカーの利用等を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、その旨を知事の承認を得るものとする。

## 第4章 雑 則

(免責)

第16条 府は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月16日から施行する。  
この要綱は、令和3年12月17日から施行する。  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。  
この要綱は、令和5年2月28日から施行する。

(制度の終了等)

- 2 この要綱については、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられ、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止される場合は、同日付で廃止することとする。

(ワクチン・検査パッケージ制度への登録)

- 3 ワクチン・検査パッケージ制度要綱（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）2.（2）に基づき、行動制限の緩和の適用を受けようとする認証事業者は、電子情報処理組織を使用して又は書面により、知事に申請するものとする。